

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第71号）

1 異議申立ての対象となった請求対象文書（諮問案件第114号）

犀川ダムにおける緊急放流（平成16年10月21日）の前に行われた予備放流に関する犀川ダム操作細則に定められている知事への報告

2 公開決定に係る公文書（本件公文書）

犀川ダム洪水調節報告について（平成16年10月26日犀ダム第31号）

3 担当課（所） 土木部河川課

4 審査請求等の経緯

- (1) H19. 4. 10 公開請求
- (2) H19. 4. 24 公開決定
- (3) H19. 6. 15 異議申立て
- (4) H19. 9. 18 諮問
- (5) H21. 10. 27 答申

4 諮問に係る審査会の判断結果

異議申立ての対象となった請求対象文書につき、本件公文書を特定し全部公開とした決定については、これを取り消し、改めて公開請求に対応する公文書の特定を行い公開決定等をするべきである。

| 該当条項                | 審査会の判断要旨  |
|---------------------|---|
| 条例第11条第1項<br>(全部公開) | 異議申立人が公開請求した公文書は、犀川ダム操作細則第21条第1項に基づく、河川課長から知事への報告に係る文書である。<br>実施機関は、本件公開請求に対して、課長から知事への報告書は作成していないとして、異議申立人が求めている洪水調節の内容が分かる本件公文書を本件請求文書に対応する公文書として特定し公開したとしているが、これは異議申立人が請求した文書であると認めることはできない。<br>したがって、本件処分を取り消し、改めて本件請求文書に対応する公文書の特定及び存在又は不存在の確認を行い、公開決定等を行うべきである。 |

6 審議経緯 審査回数 4回

(別 紙)  
答申第71号

# 答 申 書

平成21年10月

石川県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書の公開決定において、「犀川ダム洪水調節報告について（平成16年10月26日犀ダム第31号）」（以下「本件公文書」という。）を特定し、全部公開とした決定についてはこれを取り消し、改めて公開請求に対応する公文書の特定を行い公開決定等をすべきである。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成19年4月10日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

犀川ダムにおける緊急放流（平成16年10月21日）の前に行われた予備放流に関する犀川ダム操作細則（以下「細則」という。）に定められている知事への報告

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求文書に対応する公文書として本件公文書を特定し、平成19年4月24日に公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成19年6月15日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成19年9月18日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、請求内容に対応する資料の公開を求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

公開を求めたものは、細則第21条第1項の規定に基づき河川課長（以下「課長」とい

う。) から知事宛に出された報告書である。

今回公開されたものは、犀川ダム管理事務所長から課長宛に提出されたものであり、公開を求めた資料とは異なるものである。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が本件請求文書を特定し、本件処分を行った理由は、理由説明書によると、おおむね次のとおりである。

本件公開請求に対応する公文書は、細則第21条第1項に基づき、平成16年10月20日から同月21日に行った洪水調節に係る課長から知事へ報告した内容の分かる文書であると判断した。ダムの洪水調節については、緊急を要する場合は口頭で知事へ報告することとしており、従来から文書報告を行っていないため、当該洪水調節の内容が記載されている「犀川ダム管理事務所長から河川課長宛の報告書」である本件公文書を特定し、公開したものである。

#### 第5 審査会の判断理由

##### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

##### 2 本件請求文書の性格等について

犀川ダムにおける緊急放流（平成16年10月21日）の前に行われた予備放流に関する細則第21条第1項の規定による課長から知事への報告に係る文書である。

##### 3 本件請求文書の特定について

異議申立人が請求した公文書は、細則第21条第1項に基づく課長から知事への報告に係る文書である。

実施機関は、本件公開請求に対して、課長から知事への報告書は作成していないとして、異議申立人が求めている洪水調節の内容が分かる「犀川ダム管理事務所長から課長宛の報告書」を本件請求文書に対応する公文書として特定し公開したとしているが、これは異議申立人が請求した課長から知事への報告に係る文書であると認めることはできない。

なお、この細則をみると、知事への報告は、文書で行わなければならないとはなっていない。

したがって、本件処分を取り消し、改めて本件請求文書に対応する公文書の特定及び存在又は不存在の確認を行い、公開決定等を行うべきである。

#### 4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

#### 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日                              | 処 理 内 容                    |
|------------------------------------|----------------------------|
| 平成 19 年 9 月 18 日                   | ○諮問を受けた。(諮問案件第 1 1 4 号)    |
| 平成 19 年 12 月 13 日                  | ○実施機関(土木部河川課)から理由説明書を受理した。 |
| 平成 20 年 1 月 15 日                   | ○異議申立人から意見書を受理した。          |
| 平成 21 年 6 月 5 日<br>(第 1 7 6 回審査会)  | ○事案の審議を行った。                |
| 平成 21 年 8 月 12 日<br>(第 1 8 0 回審査会) | ○事案の審議を行った。                |
| 平成 21 年 8 月 28 日<br>(第 1 8 1 回審査会) | ○事案の審議を行った。                |
| 平成 21 年 9 月 18 日<br>(第 1 8 2 回審査会) | ○事案の審議を行った。                |